

○美郷町空き家等情報登録制度奨励金交付要綱

令和4年3月15日告示第30号

美郷町空き家等情報登録制度奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美郷町空き家等情報登録制度要綱（平成18年美郷町告示第9号。以下「空き家バンク制度要綱」という。）による町内の空き家等の有効活用及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度要綱により登録した空き家等の売買が成立した場合において、当該空き家等の所有者に対し、美郷町空き家バンク成約奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空き家バンク制度要綱により登録している空き家、空き地又は空き店舗のことをいう。
- (2) 登録者 自らが所有する空き家等を空き家バンク制度要綱により登録した者をいう。
- (3) 利用希望登録者 空き家バンク制度要綱第7条第2項の空き家等利用希望者情報台帳に登録された者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 利用希望登録者との売買契約が成立した空き家等の登録者であること。
- (2) 前号の利用希望登録者は交付対象者の三親等以内の親族でないこと。
- (3) 町税及び使用料等を滞納していないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、売買契約が成立した日の属する年度の空き家等に係る軽減適用後の固定資産税相当額の2倍の金額とし、百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、5万円を上限とする。

2 奨励金は、交付対象となる空き家等に対し、1回に限り交付する。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家等の売買契約が成立した日の翌日から起算して60日以内に、美郷町空き家バンク成約奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 美郷町空き家バンク奨励金誓約書兼同意書（様式第2号）

- (2) 空き家等の売買契約に係る契約書の写し
- (3) 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し（売買契約が成立した日の属する年度のもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（奨励金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、美郷町空き家バンク成約奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（奨励金の交付請求）

第7条 前条の規定による奨励金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、美郷町空き家バンク成約奨励金交付請求書（様式第4号）により町長に請求するものとする。
（奨励金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による奨励金の交付請求があったときは、その内容を確認し、速やかに奨励金を交付するものとする。
（奨励金の返還等）

第9条 町長は、奨励金の交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定を取り消し、期限を定めて奨励金の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正行為により、奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適當と認めるとき。

2 前項の規定により、奨励金の返還の請求を受けた者は、町長が定める期限までに返還しなければならない。
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定を除き、令和7年3月31日限りでその効力を失う。